

広島県告示第三百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成二十九年広島県告示第百八十八号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
平成三十一年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

海田町

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画公園事業

五・五・八四一号 海田総合公園

三 事業施行期間

昭和五十八年十二月十五日から平成三十八年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

なし